

様式第4号(第5条関係)

令和3年 4月 9日

菊池市議会議員

大賀 慶一 様

議員名

田中 教之

令和2年度政務活動費収支報告書

菊池市議会政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、次のとおり政務活動費
収支報告書を提出します。

1 収入

政務活動費 240,000 円

2 支出

(単位 円)

項目	金額	備考
会議研修費	15,000	政策法務研究会
調査研究費		
資料作成費		
資料購入費	134,115	農業新聞代, iJAMPデータベース利用料
広報費		
広聴費		
人件費		
事務所費		
要請・陳情活動費		
合計	149,115	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額

90,885

円(支出が収入を上回る場合は0を記入)



領収証 田中 教之 様

金 3,000円
但 講師謝金として

令和 2年 4月 2日

熊本市西区春日5-6-5 田中スクエアビル2階
弁護士法人田中ひろし法律事務所
弁護士 田中 裕司

領収証 田中 教之 様

金 3,000円
但 講師謝金として

令和 2年 8月 18日

熊本市西区春日5-6-5 田中スクエアビル2階
弁護士法人田中ひろし法律事務所
弁護士 田中 裕司

領収証 田中 教之 様

金 3,000円
但 講師謝金として

令和 2年 10月 1日

熊本市西区春日5-6-5 田中スクエアビル2階
弁護士法人田中ひろし法律事務所
弁護士 田中 裕司

領収証 田中 教之 様

金 3,000円
但 講師謝金として

令和 2年 12月 1日

熊本市西区春日5-6-5 田中スクエアビル2階
弁護士法人田中ひろし法律事務所
弁護士 田中 裕司

領収証 田中 教之 様

金 3,000円
但 講師謝金として

令和 3年 2月 4日

熊本市西区春日5-6-5 田中スクエアビル2階
弁護士法人田中ひろし法律事務所
弁護士 田中 裕司

研修報告書

菊池市議会
議長 大賀 慶一 様

菊池市議会
議員 田中教之

件 名 政策法務研究会（令和2年4月）

日 時 令和2年4月2日 16時から18時

場所 生涯学習センター小研修室

上記により研修を受けましたので、その概要を下記のとおり報告します。

議員有志で政策法務に関する研修・研究を2か月に1回行うことになった。弁護士の田中裕司氏を講師として招き、毎回テーマを設けて、政策法務の基本的な知識の習得を目的として開催する。

令和2年4月度のテーマは「改正民法と債権管理」である。

令和2年4月の民法の大改正は債権分野が抜本的に見直され、主に以下の6つの改正が主なものである。①瑕疵担保責任に関する見直し、②消滅時効の制度改革、③定型約款に関する規定の新設、④保証に関する見直し、⑤法定利率は現時点で3%、⑥相殺禁止の緩和。

自治体で特に影響が考えられるのが、「消滅時効の制度改革」である。特に債権回収の分野では、債権の消滅時効新制度を正しく理解して、債務者への手続きが必要になる。

消滅時効の制度改革の第1点目は、消滅時効期間の統一である。

これまで、債権の種類が分類されており、2年や3年などの消滅時効期間が分かれていたが、原則として、消滅時効期間を10年に統一する。一般国民の取引を規定する民法の債権分野として、10年と統一することで、債権者債務者双方が時効の期間が理解されやすいというメリットがある。

第2点目は、時効完成后猶予・更新の制度の新設である。

時効の完成猶予とは、時効の完成を一定期間遅らせることができる制度である。これまで、時効の中断という制度があったが、訴訟を提起しなければならないなど、手続きのハードルが高いというデメリットがあった。完成猶予の制度は、債権者の催告など、手続きが簡易化された。



研修報告書

時効の更新とは、時効の進行を振り出しに戻す制度であり、資力があっても返済等をなかなか行わない債務者に対して、手続きを行うことで、改めて時効期間をもとに戻す制度である。従来の時効の中断と同じ効力がある。

第3点目は、2点目の完成猶予に関連し、協議による時効の完成猶予制度である。

当事者の合意があれば、時効の完成を1年遅らせることが可能になる。従来はどうしても裁判を行うことが必要であったが、完成猶予が双方望むのであれば、書面によりおこなうことで訴訟コストがなくなるというメリットがある。書面は電磁的記録によるものも含まれる。

菊池市においても時効の援用につき、不適切な手続きがあった。債権管理室を設置し、原課と一体となって、改正民法に基づいて、債権管理が適切に行われることが望まれる。

それぞれ、条例の見直しを行い、法令順守の立場で、署員研修を行う必要性を感じた。

以上

研修報告書

菊池市議会
議長 大賀 慶一 様

菊池市議会
議員 田中教之

件 名 政策法務研究会（令和2年8月）

日 時 令和2年8月18日 16時から18時

場所 生涯学習センター小研修室

上記により研修を受講しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

冒頭、改めて講師の田中裕司弁護士より、政策法務について、説明があった。

「政策法務」とは、立法法務、解釈運用、評価・争訟法務の各段階を有機的に用いて、自治体の課題解決に導き政策を実現する実践的取り組みである。政策を実現するために、政策法務が必要であることを改めて、認識しなおした。

8月のテーマは「環境法における規制の限界について」である。

各自治体において、環境基本条例などが制定され、開発と環境のバランスとどのように取り組みのか課題がある。菊池市でも課題の1つであるが、太陽光パネルの設置については、反射光の問題、災害時の破損パネルによる土壌汚染など問題が顕在化している現状である。

菊池市においても太陽光パネルの設置について、事業者と住民とのトラブルが発生しているが、問題解決として、菊池市環境基本条例がどのように機能するか、検討した。

そもそも、菊池市環境基本条例は環境の保全が目的であり、大気汚染や水質汚染を防ぐために条例が制定された経緯がある。その立法事実にも、太陽光パネルの設置が危険物設置としてまで、予期されたものではなく、台風などの自然災害時に家屋への転倒などを環境基本条例が網羅できるわけではない。

環境基本条例のメインは公害対策であり、条例の改正もしくは、新設が必要だと考える。事業者側からは、太陽光パネルの設置が大気汚染や水質汚染などの公害問題なのかは、疑問を有すると考える。

しかし、住民側からは、太陽光パネルの設置は、景観を損ねるだけでなく、台風による転倒や大雨に



研修報告書

よる土砂崩れにより家屋が巻き込まれる可能性があり、心身ともに危機感を感じている状況も理解する。

菊池市環境基本条例では、事業者の行為を停止させる効力もなく、住民の要望をくみ取る法制度とはなっていない。そうであれば、個別に協定書を締結させるなど必要であるが、あくまでも任意の行為であり、条例が機能するわけではない。

今回の問題点を踏まえ、議論になったのは、太陽光パネル設置に関する個別の条例を新設すべきではないか、ということであった。基本条例は範囲が広く、所管する経済産業省との協議によっては、事業者認定へのペナルティを課すことができるメリットがある。その反面、太陽光パネルの問題のみの対応であり、そのほか工作物全般についてはまた個別条例を新設する必要があるという課題がある。

市の執行部は、現在の基本条例を改正する考えがあるとされているが、汎用性があるので様々な工作物についても対応できると考えるが、基本条例では勧告までしかペナルティがなく、県外の業者が設置を行った場合は、その勧告の効力がなく、現状の問題を解決できるか未知数である。

環境法全体の見直しも、政府や国会へ要望し、上位法から改正していくのも住民への不安解消へつながるとも考える。

以上

研修報告書

菊池市議会
議長 大賀 慶一 様

菊池市議会
議員 田中教之



件 名 政策法務研究会（令和2年10月）

日 時 令和2年10月1日 16時から18時

場所 生涯学習センター小研修室

上記により研修を受講しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

10月のテーマは「刑事政策」である。冒頭、講師の田中裕司弁護士から、刑事政策の基本的な説明があった。刑事施策は、警察、検察、裁判、矯正、更生保護という刑事司法制度の各段階において、犯罪者をどのように取り扱い、人権を保障しながら、正義を実現していくか、というものである。

法律によって定められているが、実際には地域の住民の方が、参加することが多い制度であり、地方議会としても、把握する必要がある。

各課題について、議論があったものを述べる。

第1に、裁判員裁判制度である。

裁判員制度はこれまで熊本県でも多くの事件を取り扱ってきたが、刑の量刑まで決めることは裁判員にとって、精神的にも非常に負担を強いるものである。死刑を宣告する場合もあり、その後の上級審で別の判決が出ることもあり、制度として、改正していくべきではないかという意見も出た。また、刑事事件を取り扱うのではなく、行政事件などの住民の関心が高いものから進めるべきではないかという意見も出た。

第2に、検察審査会制度である。

20歳以上で選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、検察官が被疑者を裁判にかけなかったことに対する適当不当を審査する制度である。世論を反映する制度で、昭和23年から施行されている制度で、刑事政策の中でも古い制度のひとつである。ただし、検察の起訴をは



研修報告書

菊池市議会
議長 大賀 慶一 様

菊池市議会
議員 田中教之

件 名 政策法務研究会（令和2年12月）

日 時 令和2年12月1日 16時から18時

場所 生涯学習センター小研修室

上記により研修を受講しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

12月のテーマは「民営化と指定管理制度」である。

90年代から、公共機関の運営に市場原理と民間企業の経営手法を導入しようとする、「新公共管理」という考え方が普及し、民営化や成果主義、市民化などのキーワードが行政のなかで使用されることになった。

「民営化」とは行政機関が実施してきた事業やサービスを民間組織によるものに転換することであり、住民サービスにおいて、画一的な官僚制の行政が運営するよりも、サービスの質やコスト面で自治体全体としてメリットが多いと考えられる。

行政機関の責任を明確にしサービスの公平性等を配慮するとともに、事業の目的を生かせるような制度設計と運用や必要。菊池市では公立保育園や特別養護老人ホームなど民営化している。

民営化の問題点は行政の責任を民間へ転嫁、低所得者へのサービス低下を招くという点である。

また、民営化自体違法ではないが、急ぎすぎた保育園民営化において、地裁で違法とされた事例もある。横浜市立保育園廃止処分取消訴訟（最判平21.11.26）

「指定管理制度」とは、民間の法人・団体等を管理者として指定し公の施設の管理・運営を包括的に代行させる制度である（2003年自治法改正）。

施設の設置の根拠、管理の方法については自治体の条例に基づいて行う。条例に住民の平等利用確保などがされている場合が多く、民営化より自治体の縛りが効く場合が多い。



研修報告書

自治体の監督があるため、公平性は確保できるが、営利追及の面が希薄な指定管理者が担当する場合も多く、自治体からの補助金で賄っている場合が多い。

民営化については、まず自治体ができることはなにか、という議論をしっかりとすべきである。保育園を民営化しても、保育行政の主体は基礎自治体であると法律で定めている場合もあり、自治体の業務を棚卸をする必要がある。

自治体は何をしなければならないのか、次に、何ができるのか、をしっかりと考え、整理することが必要である。

図書館については、私は民営化も指定管理もしないほうが良いという考えである。図書館は単に本を貸し出すだけでなく、知の拠点であり、住民の交流の場である趣旨を考えると、効率性を求めるのではなく、行政がしっかりと責任をもって担当すべきものとする。

介護事業や病院事業についても難しい問題ではあるが、民業を圧迫するのであれば、民営化していかなければならないと考える。

以上

研修報告書

菊池市議会
議長 大賀 慶一 様

菊池市議会
議員 田中教之

件 名 政策法務研究会（令和3年2月）

日 時 令和3年2月4日 16時から18時

場所 生涯学習センター小研修室

上記により研修を受講しましたので、その概要を下記のとおり報告します。

2月のテーマは「令和2年度第3次補正予算と令和3年度当初予算について」である。

本来は政策法務の分野には予算はなじまないが、政府の予算審議によって、法改正、特に税制改正が行われるため、時期的なものを踏まえて考慮した。

1. 予算の概要

①コロナ禍にある国民の命と生活を守るため、感染拡大防止に万全を期す

②将来の生活を切り拓くため、デジタル化・グリーン社会の実現など、中長期的な課題を見据え、着実に対応を進めていく

予算の趣旨は、経済再生と財政健全化の両立を実現である。

2. 今回の予算で講じられた感染拡大防止策について

補正予算において都道府県が行う重点医療機関等の病床確保や軽症者用の宿泊療養施設の確保等を補助率10/10の緊急包括支援交付金で支える。

また、ワクチンについて、来年前半までにすべての国民に提供できる数量の確保を目指しているところ、薬事承認された際、遅滞なく希望する国民がワクチンの接種を受けられるよう、接種費用等を措置。さらに、令和3年度予算において、自治体間の応援派遣等を効果的に実施できるよう保健所体制等を整備する。また、医療機器の国内生産能力の増強も図ることとしている。そのうえで、5兆円のコロナ予備費を措置する予定である。



研修報告書

第2 令和3年度税制改正について

第2 令和3年度税制改正について

1 改正のポイント

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーションとカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設し、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。

また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設。さらに、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等の改正を行う。

2 改正の大枠

税制改正の大枠は、ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生、デジタル社会の実現、グリーン社会の実現、中小企業支援、である。

経済再生については、M&Aを促進するための税制措置が引き続き行われ、コロナ禍で廃業や事業内容の変更を求められている企業へ対応が行われている。また、住宅ローン控除等、贈与税の非課税枠の据え置きなどもなされており、住民への周知が求められている。

しかしながら、中小企業への過度な事業編成は、小規模事業者の存在意義が問われている中、地域に応じた対応が必要であると考え。全国一律で行う税制改正とは少し本質が異なる考える。

以上

領収証

田中 教之 様

領収日	令和 2 年 5 月 6 日
領収番号	0536935

領収金額 **121,000 円**
(消費税等 11,000 円を含む)

期 間 令和 2 年 5 月 1 日~令和 3 年 3 月 31 日



種類	[配信先]	数量	月 額	月数	領収金額
JAMP (時事行財政情報 モノ)		2	10,000	11	110,000
			(消費税		11,000)
合計					121,000

上記の通り領収いたしました。
この件についてのお問合せは、 熊本支局

までお願い致します。 (TEL 096-325-5300)



〒962-0801 熊本県熊本市下区1-5番8号
郵便局
電話 096-325-5300